

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

棚卸資産の实地棚卸

Q : 棚卸資産は事業年度末にすべて实地棚卸しなければならないのでしょうか。

A : 部分計画棚卸その他合理的な方法も認められています。

【解説】

棚卸資産について期末評価を行うためには、各事業年度終了の時に於いて实地棚卸を行い、棚卸資産の期末在庫数量及びその種類等について確認を行うことが必要です。

しかし、法人の業種、業態及び棚卸資産の性質によっては、年度末において一時に实地棚卸を行うことができない場合もあります。このような場合には、部分計画棚卸その他合理的な方法により、事業年度終了の時に於ける棚卸資産の在り高を算定することとしている場合には、継続適用を前提として認められます。

ちなみに部分計画棚卸法とは、決算日前一定の日に实地棚卸を漸次部分的に実行し、その日から決算日までの受払いを加減して期末数量とする方法です。

实地棚卸に際しては、預け在庫・未着品・委託販売品等期末に実際に事業所がないものも、期末在庫品に含まれているかどうか注意してください。

实地棚卸は、確かに面倒で非生産的な作業に見えますが、一方で経営判断に重要な情報（例えば、売れ筋商品・滞留在庫の状況、担当者の在庫横流し等）を提供するものともいえます。

